

公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。

令和5年2月21日

支出負担行為担当官

警察庁長官官房会計課理事官

永 山 貴 大

記

1 公募に付する事項

本業務は、「今後の交通管制の在り方に関する調査研究」について、下記「2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、契約予定者以外に本業務の実施を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が1者以上あれば競争入札を行うものとし、当該申込者がなければ随意契約を行うことを予定している。

2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

(4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業者等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 公募手続等の問合せ先及び参加意思確認書の提出期限等

(1) 担当部局

東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎2号館内 警察庁交通局交通規制課

電話番号 03-3581-0141（代表）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和5年3月15日（水）17時00分

上記（1）に同じ。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

(3) 公募参加者は、警察庁担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

4 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

5 その他

(1) 手続において使用する言語

日本語に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3（1）に同じ

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 資格等に関する書類は返還しない。

参加意思確認書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所

会 社 名

代表者名

「今後の交通管制の在り方に関する調査研究」の事項に係る参加意思確認資料について、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと及び警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びに添付書類等の内容については事実と相違いないことを誓約します。

記

- ・令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）

仕 様 書

1 件名

今後の交通管制の在り方に関する調査研究

2 目的

近年、人工知能、5G等の新たな技術の進展等による技術革新のほか、自動車の安全運転支援の発展及び自動運転の早期実現に向けた議論が官民一体となって活発に行われるなど交通管制を取り巻く環境が大きく変化してきている。

現在の交通管制システムは、車両感知器、光ビーコン等の交通インフラによって得られた情報に基づき信号制御を行っているが、車両の移動経路等の情報（プローブ情報）を活用することで、より一層正確かつ精緻に交通管制を実施することができる可能性がある。

しかし、新たな技術を活用した交通管制に関するビジョンは、明確とは言えない状況にあり、また、これまで交通管制に資する新技術や新サービスに関する研究は、各専門分野において個々に進められてきたが、今後の交通管制システムの検討に当たっては、限られた予算の中で明確な将来像を定めて総合的な戦略に沿って効果的かつ効率的に進めていくことが必要であることから、令和2年度から4か年計画で本調査研究を実施する予定としている。

令和5年度においては、令和4年度に構築した実証実験システムを用いた実証実験の実施、実証実験の検証結果に基づく標準仕様案等の作成を行うものである。

3 履行期限

令和6年3月29日（金）

4 調査研究内容

令和4年度までの本調査研究の結果を踏まえ、次の4つのユースケースについて、各項目のとおり実証実験を行い、その成果を取りまとめること。

- ・AIによる渋滞長の推定を活用した省感知器制御（ユースケース1）
- ・プローブ情報を活用した自動介入制御（ユースケース2）
- ・制御パラメータの見直し（ボトルネック交差点の検証）（ユースケース3）
- ・プローブ情報を活用した信号制御の効果評価（ユースケース4）

(1) 実証実験用プローブ情報の準備

実証実験用プローブ情報は、警察庁が別途指示するプローブ情報提供事業者（プローブ情報提供元から収集したプローブ情報を統合・生成する事業者）から取得するが、警察庁が別途指示するプローブ情報提供元4社からデータ使用許諾権を個別に購入すること。また、データ使用許諾権を購入する際、データ使用許諾に関して受託者、プローブ情報提供事業者及びプローブ情報提供元の3者による契約を個別に4社と締結する必要があるため、これに対応すること。

なお、リアルタイムプローブ情報は、プローブ情報提供事業者と警察庁間で接続された専用回線を用いて配信を受けるため、プローブ情報提供事業者と配信方法、配信期間等を十分調整すること。

ア 過去プローブ情報

(ア) 収集期間及び回数

1年分を4回に分割してプローブ情報提供事業者から電子記録媒体等で取

得すること。ただし、収集期間、取得日及び対象メッシュについては、警察庁と協議すること。

(イ) 対象メッシュ数

2メッシュ（2次メッシュ（緯度・経度に基づいて地域を1辺の長さ約10kmの網の目に分けたもの。））

イ リアルタイムプローブ情報

(ア) 配信期間及び回数

2か月分を2回に分けてプローブ情報提供事業者からオンライン配信を受けること。ただし、配信期間、配信日及び対象メッシュについては、警察庁と協議すること。

(イ) 対象メッシュ数

2メッシュ（2次メッシュ）

(2) 実証実験の準備

ア AIの学習

(1)アで購入した過去プローブ情報を警察庁で準備する民間プローブ情報活用システム（令和4年度に警察庁で準備した実証実験用システム）にインポートして、実証実験交差点の断面交通量との関連性を同システムに導入されているAIに学習させること。

イ 接続試験

プローブ情報提供事業者と警察庁間で接続された専用回線を用いて、民間プローブ情報活用システムとプローブ情報提供事業者間の接続試験を実施すること。

(3) 実証実験交差点の選定（ユースケース1）

(2)で学習させたAIが推定した平均旅行時間と過去プローブ情報から得られた平均旅行時間を比較して算出されるRMSE値等からAIの予測性能を評価し、実証実験交差点を選定すること。

(4) ユースケース1の検証

ア 様々なシチュエーションへの適用の可否

大規模施設周辺、都市部、郊外部、車両感知器が設置できない橋梁等の様々な条件下における交差点にユースケースが適用可能か検証すること。

なお、(3)でAIの予測性能が不十分と評される交差点がある場合は、実証実験の可否を警察庁と協議すること。

イ 効果が期待できるプローブ情報の要件の明確化

過去プローブ情報の品質レベル（時間当たりのプローブ情報が混入している個数ごとに分類したレベル）を考慮した効果検証を行うこと。

ウ プローブ情報による事前評価ができない場合の検証

プローブ情報による事前評価ができない場合に、ユースケースが適用できる交差点を選定する指標として、車両感知器で測定した交通量及び渋滞長標準偏差とAIの予測性能との関連性について検討すること。

(5) ユースケース2の検証

ア 自動介入制御の効果及び条件の検証

リアルタイムプローブ情報の遅延時間に対する影響を考慮して、最大渋滞長や渋滞発生継続時間と介入効果の関連性を検証すること。

イ 効果が期待できるプローブ情報の要件の明確化

リアルタイムプローブ情報の品質レベルを考慮した効果検証を行うこと。

- (6) ユースケース3の検証
- ア 制御パラメータ見直し後の効果検証
過去プローブ情報から渋滞が発生している問題交差点を抽出すること。また、抽出された問題交差点について、制御パラメータを提案した上で調整し、過去プローブ情報又は車両感知器から算出した渋滞長等の変化を確認し、制御パラメータの見直しの効果を評価すること。
 - イ 効果が期待できるプローブ情報の要件の明確化
過去プローブ情報の品質レベルを考慮した効果検証を行うこと。
- (7) ユースケース4の検証
- ア 信号制御の効果評価による効果検証
(4)から(6)においてユースケースを適用した交差点について、過去プローブ情報による効果評価を行い、その評価結果と車両感知器から算出した渋滞長等の結果と比較検証すること。
 - イ 効果が期待できるプローブ情報の要件の明確化
過去プローブ情報の品質レベルを考慮した効果検証を行うこと。
- (8) AIの性能評価
- ア AIの性能と学習期間の相関
AIの性能と学習期間の相関を確認するため、AIが推定した平均旅行時間と過去プローブ情報から抽出した平均旅行時間を比較して評価すること。
 - イ 学習データ品質とAI性能評価
学習に用いるプローブ情報の品質レベルとAI性能の相関を確認するため、AIが推定した平均旅行時間と過去プローブ情報から抽出した平均旅行時間を比較して評価すること。
 - ウ AIの性能劣化の監視・検出
AIの性能劣化の監視・検出を行うため、AIが推定した平均旅行時間と過去プローブ情報から抽出した平均旅行時間を比較して、AIが陳腐化するまでの期間を評価すること。
- (9) 中長期的な課題への検証
- 民間プローブ情報活用システムについて、実証実験中におけるCPU、メモリ、ディスク、ネットワーク等の使用量を計測し、全国にシステムが整備された場合に必要なりソース等を民間プローブ情報活用システムのハード・スペック等から推定すること。
- (10) 新交通管制システムにおける検証
- 警察庁が別途提示する設計書に基づき、兵庫県警察に新たに整備される交通管制システムの改修を行うこと。また、システム改修後、(4)から(7)の検証を行い、それぞれの効果評価を行うこと。
- ※警察庁が別途提示する「設計書」については、公募公告期間中に閲覧可能であるため、警察庁に問い合わせること。
- (11) 交通管制システムへ導入するための標準仕様案等の提案
- (2)から(10)までの検証結果に基づき、関連する中央装置の標準仕様案及び同解説を提案すること。

5 業務の処理

- (1) 実施計画書の提出
- ア 契約後、警察庁と協議を行い、30日以内に本調査研究の実施責任者及び補助

者を定め、実施計画書を作成し、警察庁の承認を得ること。

イ 実施計画書の作成に当たっては、調査内容、体制、工程等を十分に検討すること。

ウ 本契約の一部を他の業者に再委託する場合には、委託先、委託範囲等について警察庁と協議すること。

(2) 調査検討の方法

本調査では、広く世の中の動向の調査、比較及び検討を行い、最善の考え方、技術等を各仕様の確定に反映させること。単に受託者が製造又は特許権等の工業所有権や著作権等を有しているという理由だけで、十分な調査、比較及び検討をせず、受託者に利益を誘導するような安易な結論は認めない。特に、交通管制システムに追加する機能の設計等、交通管制システムの根幹に関わる技術仕様については、広く調査検討する方法を含め警察庁と協議の上で決定し、報告書に反映させること。

なお、システムの構想や要件において、機能等に必須の特許権等がある場合は、該当する特許権等について、特許人、種類、公開番号、名称その他必要な事項を記載した資料を提出すること。

(3) 交通管制システム等、既存システムに係る技術検討については、これらの設計、開発又は調査研究の実績がある者の知見を十分に活用すること。

(4) 検討委員会等の開催

受託者は、本調査研究を進めるに当たり、専門的立場からの意見を聴取するため、有識者（数名程度）、都道府県警察（数県程度）、警察庁職員及びオブザーバとして関係省庁職員から成る検討委員会を開催し、内容を審議するものとする。また、検討委員会における議論を加速するため、必要に応じてワーキンググループを設置することができるものとする。

なお、検討委員会及びワーキンググループの構成については、警察庁と協議の上で決定し、以下の条件を満たすこと。

ア 開催に当たっては、委員との連絡調整、開催場所の提供及び設営、開催通知の発出、資料の作成及び配布、議事の進行、議事録等の作成、委員（国及び地方公共団体の職員を除く。）への謝金及び交通費の支払等、開催に必要な事務処理を行うこと。

イ 検討委員会は4回程度開催することとし、会場は原則として東京都内又はその周辺の交通の利便性の良い施設とするが、社会情勢を勘案し面前での会議開催が困難な場合、警察庁と協議の上、Web会議又は面前会議及びWeb会議によるハイブリット方式の会議の開催を可能とする。

(5) 調査期間中における警察庁との協議

ア 検討委員会及びワーキンググループ開催の1か月程度前に警察庁と資料作成等の進捗状況を含め作業内容全般について打合せを行うこと。また、打合せの議事録を作成し、警察庁へ提出すること。

イ 契約書、仕様書及び実施計画書に基づく履行状況の確認のため、警察庁が報告を求めた場合は、随時これに応じること。

また、警察庁が履行状況について受託者に対して指導を行った場合には、これに誠実に対応すること。

ウ 成果物をまとめる際は警察庁と協議し、承認を得ること。

6 再委託

- (1) 以下の作業は、本契約の主たる部分であるため再委託をすることはできない。
 - ア 本調査研究の総合的企画
 - イ 本調査研究の統括及び遂行管理
 - ウ 本調査研究の報告書の作成
- (2) 本調査研究の一部を他の業者に再委託する場合には、再委託を受けた業者も受託者と同様に10項「秘密に関する事項」の各事項を遵守する義務を負う。

7 成果物等

「今後の交通管制の在り方に関する調査研究」の結果を全て記録すること。

なお、納入場所については、合同庁舎2号館の警察庁交通局交通規制課とするが、納入場所は2tロングボディを超過する大きさの車両が接車できないため、あらかじめ主管係と日程等の調整を図り、搬入の許可を得ること。

- (1) 報告書（標準仕様案及び解説を含む。）

紙 質	表紙 レザック66
	本文 上質紙（55kgベース）
製 本	無線とじ（並製本）
仕 上 げ	A4版（両面印刷）
そ の 他	カラーがある場合には上記の紙質に合わせる。作成言語は日本語とすること。
部 数	85部
- (2) 電子データ

記録媒体	DVD-R
そ の 他	一太郎、Microsoft Office等の一般的なOAソフトウェアで作成されたファイルおよびPDFファイルの2種類を記録すること。
部 数	1式

8 知的財産権等

- (1) 本調達において納入された成果物に関する権利（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、次の場合を除き、警察庁が受託者に受領書を交付したときをもって警察庁に移転する。また、受託者は警察庁に対し、納入成果物に係る著作者人格権（著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。
 - ア 納入成果物に、受託者が本調達の契約前から権利を有する著作権（受託者の権利の範囲について契約後、速やかに警察庁の承認を得たものに限る。以下「受託者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その受託者の既存著作物
 - イ 納入成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その第三者の既存著作物
- (2) (1)ア項で示した受託者の既存著作物については、今後、警察が開発・整備する交通管制システムへ利用する目的の範囲に限り、警察庁は受託者に権利留保された著作物を自由に複製し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときはこの限りではないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- (3) 成果物に第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、受託者は著作権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行

うものとする。

なお、この場合、受託者は当該著作物の使用許諾条件等について、あらかじめ警察庁の了承を得ることとする。また、使用許諾の手続は書面をもって行うこと。

- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら警察庁の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこととする。

9 検査

- (1) 検査は本仕様書に基づき実施する。
- (2) 警察庁交通局交通規制課の職員を警察庁検査官とする。
- (3) 警察庁検査官の検査を受け、承認を得た後に成果物の納入を行うこと。

10 秘密に関する事項

- (1) 本事業により知り得た情報、検討内容、成果等を警察庁の許可なく外部に公表してはならない。
- (2) 警察庁又は都道府県警察から受領した資料、必要に応じ受託者自ら作成した資料及び本契約により取得した情報の記録媒体が不要になった場合は、返納、消却又は消去の処置を確実に実施すること。
- (3) 本契約の一部を再委託する場合には、再委託を受けた者も受託者と同様に(1)及び(2)の各号で規定する事項を遵守する義務を負う。

11 その他

- (1) 本事業の実施については、責任をもって信義誠実に履行すること。
- (2) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合その他特に必要がある場合は、事前に警察庁と受託者とが協議の上、決定するものとする。

印刷物仕様書

発注局課	交通局交通規制課	担当者	管制企画係 TEL 5261
品目	今後の交通管制の在り方に関する調査研究		
数量	85部	納入期限	令和6年3月29日(金)
仕上規格	A3・A4・A5・B4・B5・B6・その他		
校正	受注者責任校正・発注課校正		
印刷の種類	書籍類・ポスター・帳票類		
	写真印刷・新規打直	データ渡し	有・無
	白黒	全てカラー	一部カラー
写真	有・無		
用紙の規格	別紙のとおり。		
製本	無線とじ・針金とじ(平とじ・中とじ)・その他()		
諸加工	はく押し・光沢加工・化粧断ち・穴あけ・ナンバリング		
その他	・見本がある場合は、その体裁等について見本に従うこと。 ・仕様等について疑義があるときは、警察庁係官に説明を求めること。 ・見積書・入札書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。		

用紙の規格

表紙	・ その他 (レザック66)	kg		
本文	再生上質紙	5 5 kg	・ その他 ()	kg
	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
見返し	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
とびら	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
その他	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
	上質紙	kg	・ その他 ()	kg
共通事項	<p>・ 環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準を満たすものであること。ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。</p>			

契約書(案)

警察庁(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは、次のとおり請負契約を締結する。

- 件名 今後の交通管制の在り方に関する調査研究
- 契約金額 ¥ . -
うち消費税額及び地方消費税額 ¥ . -
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 履行期限 令和6年3月29日
- 納入場所 仕様書のとおり
- 契約保証金 徴収免除

(目的)

- 第1条 乙は、以下の各条項に従い、表記「今後の交通管制の在り方に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)を行い、その結果を甲に報告し、甲はその対価を乙に支払うものとする。
- 2 契約金額は、表記のとおりとする。ただし、調査研究の構成要素が法令等により設定、改定若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

(契約保証金)

- 第2条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって、契約締結の際、甲に納めなければならない。

(調査研究の実施)

- 第3条 乙は、仕様書に基づき、調査研究を実施するものとする。

(報告書の提出及び確認)

- 第4条 乙は、本契約書に定めるところにより調査研究を完了した場合は、履行期限までに報告書を甲に提出し、甲の確認を得なければならない。
- 2 甲は、前項の報告書を受領した場合は、速やかに調査研究の履行の確認をしなければならない。

(調査研究の報告義務)

- 第5条 乙は、前条の規定により提出した報告書について、甲から説明又は資料の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(研究成果の引き渡し)

第6条 乙は、調査研究によりデータ、報告書、発明等（以下「研究成果」という。）を得た場合、収録した納品物件を甲に引き渡さなければならない。ただし、履行完了前においても甲は必要とする研究成果の引き渡しを乙に求めることができる。

2 乙は、研究成果を甲又は甲の指定する者に引き渡すまでの間、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(遅延賠償金)

第7条 乙は、甲の指定する履行期限内に作業を完了することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び完了見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして履行期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

3 前項に規定する遅延賠償金は、履行期限の翌日から完了日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。以下同じ。）を乗じて計算した額とする。

(契約の解除及び違約金)

第8条 甲は、自己の都合により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に、以下の事由が生じた場合

イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 乙が第9条第1項に該当する場合

(4) 乙が第34条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

(5) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として契約履行未済相当額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第9条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第10条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、

有罪判決が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の債権管理法施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

- 第11条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し第8条第4項、第10条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、第8条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
 - 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（契約金額の支払）

- 第12条 甲は、第4条により研究成果を受領し、調査研究の履行について確認した後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、契約金額を乙に支払うものとする。

（支払遅延利息）

- 第13条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第14条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。

(2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(再委託)

第15条 乙は、本件業務の全部若しくは大部分を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。

3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、この契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされて

いる事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 甲及び乙は、互いに本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第15条第1項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。

2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

(知的財産権の範囲)

第17条 この契約書において、「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）

(2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。）

(3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）

(4) 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(知的財産権の帰属)

第18条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、調査研究に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

(1) 乙は、調査研究に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、次条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。

(2) 乙は、甲又は甲が指定する都道府県警察（以下「甲等」という。）が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で知的財産権を実施する権利を甲等に許諾する。

(3) 乙は、知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

(4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承認（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受なければならない。

イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から知的財産権を譲り受けるものとする。

3 乙は第1項の書面を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(国等による無償の実施)

第19条 甲又は甲が指定する第三者は、前条第1項の規定にかかわらず、調査研究の委託目的を達成するために必要な場合には、無償で調査研究に係る知的財産権を実施することができる。

(知的財産権の報告)

第20条 乙は、調査研究に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日か

ら60日以内に、別紙様式1の産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

(特許出願の記載例)

(願書面(国等の委託研究の成果に係る記載事項)欄に記入)

「国等の委託研究の成果に係る特許出願(令和〇年度警察庁「〇〇」委託研究、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願)」

- 3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に、別紙様式2の産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、調査研究に係るプログラムの著作物又はデータベースの著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から60日以内に、別紙様式3の著作物通知書を甲に提出しなければならない。

(知的財産権の移転)

第21条 乙は、調査研究に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第18条、第19条、前条、次条及び第23条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

- 2 乙は前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、別紙様式4の移転承認申請書を甲に提出して甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第18条第1項第4号イからハマまでに定める場合には、この限りではない。
- 3 乙は、第1項の移転を行ったときは、別紙様式4の2の移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

第22条 乙は、調査研究に係る知的財産権を自ら実施しようとするとき又は第三者をして実施させようとするときは、別紙様式5の知的財産権実施承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 乙は、調査研究に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施させる場合には、第18条、第19条及び次項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。
- 3 乙は、調査研究に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、別紙様式6の専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第18条第1項第4号イからハマまでに定める場合には、この限りではない。
- 4 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、別紙様式6の2の専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の放棄)

第23条 乙は、調査研究に係る知的財産権を放棄する場合、予め甲の承認を得るものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第24条 委託契約の目的として作成される報告書に係る著作権は、プログラム等の著作権を除きすべて甲に帰属する。

(ノウハウの指定)

第25条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本調査研究完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要がある時は、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は、短縮することができる。

(知的財産権の管理)

第26条 第18条第2項に該当する場合、乙は調査研究に係る発明等について、次の各号に掲げる手続きを甲の名義により行うものとする。

(1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続き

(2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続き

2 甲は、前項の場合において委託業務に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が、日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(職務発明規定の整備)

第27条 乙は、この契約の締結後速やかに従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が調査研究を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規定を定めなければならない。

(研究成果の実施)

第28条 乙等が、研究成果を利用した製品の製造又は販売を行おうとするときは、予め甲に報告すること。

(研究成果の公表)

第29条 乙等が研究成果を公表する場合、予め甲の承認を得るものとする。

(契約不適合責任)

第30条 甲は、研究成果の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて研究成果の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。

3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。

4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。

5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない研究成果を引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が第4条の検査時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

(特許権等の紛争解決)

第31条 乙は、調査研究を実施するに際し、第三者の特許権、実用新案権その他の知的財産権に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、かつ、乙が自己の責任及び費用負担において当該紛争を解決するものとする。

(管轄裁判所)

第32条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第33条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

(暴力団排除)

第34条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(特記事項)

第35条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位

は、特記事項、仕様書、契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書を2通作成し、双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

乙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）

を再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び乙又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方（以下「再受託者等」という。）としないことを確約する。

（再受託契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先
印

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始 10 日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託をするに当たり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 再委託の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

別紙様式1

産 業 財 産 権 出 願 通 知 書

年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け調査研究に基づく開発項目「
」について、下記のとおり産
業財産権の出願を行いましたので、契約書第20条第1項の規定により通知します。

記

- 1 出願国
- 2 出願に係る産業財産権の種類
- 3 発明等の名称
- 4 出願日
- 5 出願番号
- 6 出願人
- 7 代理人
- 8 優先権主張

別紙様式2

産 業 財 産 権 通 知 書

年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け調査研究に基づく開発項目「
」について、下記のとおり産業財産権の登録等の状況について、契約書第20条第3項の規定により通知します。

記

- 1 出願等に係る産業財産権の種類
- 2 発明等の名称
- 3 出願日
- 4 出願番号
- 5 出願人
- 6 代理人
- 7 登録日
- 8 登録番号

別紙様式 3

著作物通知書

年 月 日

警察庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け調査研究に基づく開発項目「
書第20条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

」に係る著作物について、契約

記

- 1 著作物の種類
- 2 著作物の題号
- 3 著作者の氏名（名称）
- 4 著作物の内容

移 転 承 認 申 請 書

年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け調査研究に基づく開発項目「
」に係る知的財産権について、
契約書第21条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 契約件名
- 2 開発項目
- 3 知的財産権の種類
- 4 知的財産権の名称（出願番号、登録番号等がある場合にはそれらも含む。）
- 5 移転先（社名、住所、連絡先、代表者、担当者等も含む。）
- 6 承認を受ける理由（下記のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）
 - ① 移転先（移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため
 - ② 移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたされるため
 - ③ その他

(注)

具体的な理由

(理由が①の場合)

国内事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績等

(理由が②の場合)

海外事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績等

更に、当該知的財産権の利用により、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

- ・移転元の経営戦略における当該移転の位置づけ (国際分業戦略等)
- ・当該移転により移転元及び我が国にもたらされる利益の見込み 等

(理由が③の場合)

当該知的財産権の移転が必要である理由を、具体的に説明する。

移 転 通 知 書

年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け調査研究に基づく開発項目「
」に係る著作物について、契約
書第21条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 開発項目
- 2 移転した知的財産権
- 3 移転先
- 4 当該移転が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）
 - ① 契約書第21条第2項の規定に基づき、国の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）
 - ② 以下の理由により承認が不要であるため（更に以下のいずれかの理由を選択する）
 - イ 子会社又は親会社への移転であるため
 - ロ 承認TLO又は認定TLOへの移転であるため
 - ハ 技術研究組合から組合員への移転であるため
 - ニ 合併又は分割による移転であるため
- 5 誓約事項
当該知的財産権の移転を行うにあたり、契約書第18条から第23条までの規定の適用に支障を与えないよう移転先に約させました。

知的財産権実施承認申請書

年 月 日

警察庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け調査研究に基づく開発項目「
」に係る知的財産権について、
契約書第22条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 実施しようとする知的財産権

知的財産権の種類（注1） 及び番号（注2）	（注3）

2 実施

自己・第三者（注4）

(注)

記載注意

- (注1) : 種類については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、品種登録者の権利、著作権またはノウハウのうち、該当するものを記載する。
- (注2) : 番号については、当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号、ノウハウの管理番号を記載する。
- (注3) : (1) 発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称
(2) 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）
(3) 植物体の品種にあつては、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願品種の名称
(4) プログラム等又はノウハウにあつては、技術上の成果の名称該当する（1）～（4）の事項を記載する。
- (注4) : 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

専用実施権等設定承認申請書

年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け調査研究に基づく開発項目「
」に係る知的財産権について、
契約書第22条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 専用実施権等（注1）を設定しようとする知的財産権について

知的財産権の種類（注2）、 番号（注3）及び名称（注 4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）	設定を受ける者の名称

2 承認を受ける理由（以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）

- ① 専用実施権等の設定を受ける者（専用実施権者から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため
- ② 専用実施権等の設定を受ける者が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため
- ③ その他

（注）具体的な理由を、別紙様式4の記載要領に従って記載すること。

記載要領

(注1) 特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。

(注2) 特許法、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)

(注3) 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。

(注4) 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作権の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

専用実施権等設定通知書

年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け調査研究に基づく開発項目「
」に係る知的財産権について、
契約書第22条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 専用実施権等（注1）を設定した知的財産権について

知的財産権の種類（注2）、 番号（注3）及び名称（注 4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）	設定を受ける者の名称

2 当該専用実施権等の設定が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）

- ① 契約書第21条第2項の規定に基づき、国の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）
- ② 以下の理由により承認が不要であるため（更に以下のいずれかの理由を選択する）
 - イ 子会社又は親会社への移転であるため
 - ロ 承認TLO又は認定TLOへの移転であるため
 - ハ 技術研究組合から組合員への移転であるため
 - ニ 合併又は分割による移転であるため

記載要領

(注1) 特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。

(注2) 特許法、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)

(注3) 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。

(注4) 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作権の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。